

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の自然災害リスク及び新型コロナウイルス感染症リスク

① 川口市の地域特性 (川口市地域防災計画)

本市は埼玉県の南端に位置し、荒川を隔てて東京に接している。県内では戸田市・蕨市・越谷市・草加市・さいたま市の各市に接している。また、市の大部分が都心から10～20km圏内に含まれており、東京都との関わりが強いエリアである。

地形は、芝川の西部が、荒川低地と呼ばれる標高3m内外の沖積低地で、芝川の東部は標高12～20mの安行台地である。また、安行台地の東側は、標高4～5mの中川低地と呼ばれる沖積低地となっている。

市内全体の建築物の現状は16万4,443棟の建築物があり、そのうち12万3,529棟が木造建築物、4万914棟が非木造建築物である。

木造・非木造を合わせて、4万6,065棟の建築物は新耐震基準以前のものであり、地震の揺れによる被害が予想される。

※平成23年10月に旧鳩ヶ谷市と合併し、本市の面積は61.95k㎡となる。



② 自然災害の履歴 (川口市地域防災計画)

[地震]

市内での地震としては、1894年の東京湾北部を震源とした地震(東京地震・M7.0)、1923年の関東東南部を震源とした関東地震(関東大震災)がある。関東大震災による本市域の被害は、家屋の全壊が1,804戸、半壊が1,501戸、死傷者99人であったとされている。鋳物工場が軒を並べる旧川口町では、全半壊の家屋が1,519戸で、2戸に1戸の割合で全壊または半壊、死傷者は34人となった。

さらに、2011年3月に、東北地方太平洋沖で発生した地震では、本市でも震度5強を記録。被害は、負傷者104人、家屋全壊24棟、家屋半壊194棟、家屋一部破損16,161棟、火災発生12件。液化化による住宅被害は全壊12棟、大規模半壊39棟、半壊56棟、一部損壊423棟となっている。

[風水害]

本市は南の荒川低地、東の中川低地、台地内の開析谷といった低地が多く、台風や集中豪雨により、たびたび大きな水害に見舞われてきた歴史がある。近年は、川幅の拡幅や新堤の整備、調整池の整備などが行われたことにより、大洪水といった被害はない。しかし内水被害は、10年間では17回発生しており、年間発生回数が1.7回と発生する割合が増えている。



昭和33年「狩野川台風」

③ 自然災害の被害の想定 (川口市地域防災計画)

[地震]

埼玉県において、5つの地震(東京湾北部地震、茨城県南部地震、元禄型地震、関東平野北西縁断層帯地震、立川断層帯地震)を設定してこれらを検証したところ、このうち本市における最大震度は、東京湾北部地震による震度6強となっている。

想定震度について、平成25年度に埼玉県が公表した地震被害想定調査結果において、川口市で最大震度6強が予測されている「東京湾北部地震」の震度分布に基づく、市内では、南部で6強、中央部で6弱、北部で5強の震度分布となっている。

＜川口市において震度6弱以上が予想されているその他の地震＞

都心南部直下地震 M7.3 / 都心東部直下地震 M7.3 / 都心西部直下地震 M7.3

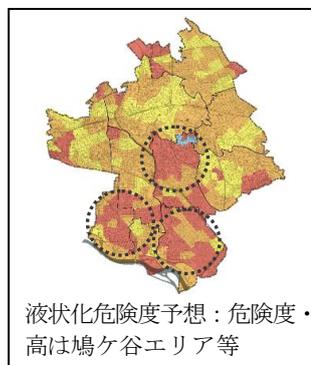
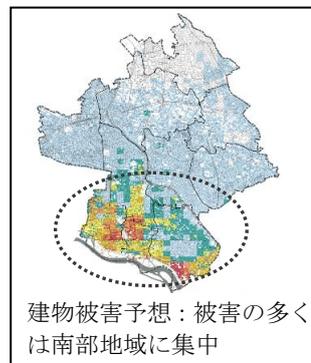
関東平野北西縁断層帯地震 M6.9 / 立川断層帯地震 M7.3 / さいたま市直下地震 M6.8

建物被害では、震度6強の強い揺れが見込まれる地域で多くの建物倒壊が予測される。強い揺れによる建物の全壊数は木造で4,365棟、非木造で412棟、合計4,777棟となる。液状化危険度については、危険度が高い地域も市内全域に広がっており、中でも液状化危険度が極めて高い町丁目が、横曽根や南平、鳩ヶ谷地区に多い。

地震の発生直後には地形や地盤に激変をもたらし、そのことで道路や橋梁、交通施設、ライフラインといった都市施設や建築物の被害が発生する。こうした構築物の被害による最悪の事態は、人的被害に及ぶことである。特に本市は、高度成長期の急速な都市化によって、住工混在地域や木造住宅密集地域が生まれ、震災時には同時多発型の火災が延焼して多数の死者の発生が懸念されている。さらに、こうした災害に伴う人や物の損失は、災害発生直後の一次損失だけでなく、災害によって失われた人・物が果たしてきた日常生活の役割（社会的機能）を失う二次損失（市民生活への支障・混乱など）も発生させることになる。

交通機関の被害は膨大な帰宅困難者を発生させ、停電は中高層マンションでの生活の継続を困難なものにする。

上水道の被害は飲料水不足を、道路災害は物流の途絶を招く。先の東日本大震災での液状化による上水道・下水道の被害は、避難所だけでなく、自宅での衛生環境の悪化が大きな問題となった。都市の社会生活維持機能や経済活動の停止は、地域の経済的損失も大きくすることになる。



〔水害〕

本市にかかわる洪水想定として、国土交通省荒川上流・下流河川事務所では、想定最大規模降雨（荒川流域の72時間総雨量632mm）により、荒川の堤防が破堤した場合を想定した「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図」を作成している。

この中で、本市南部、第二産業道路（主要地方道さいたま川口線・台東川口線）以南が概ね浸水区域となっており、特に、中央地区、横曽根地区、南平地区、青木地区の南部、鳩ヶ谷地区の南部では、荒川水系の堤防が破堤した場合に想定される水深が5.0～10.0m未満であり、住宅の2階の軒下まで浸水する可能性がある。

埼玉県県土整備部河川砂防課では、本市に被害を及ぼすと想定されるものとして荒川水系の「芝川・新芝川浸水想定区域図」、利根川水系の「中川・綾瀬川・元荒川及び大落古利根川・新方川浸水想定区域図」、また、本市内には流れていないが、堤防が決壊した場合には市内でも浸水が想定される荒川水系の「鴨川・鴻沼川浸水想定区域図」を作成している。この中で、これまでたびたび洪水被害をもたらしてきた「芝川・新芝川浸水想定区域図」によると、芝川境橋より下流の地域で深い浸水が想定されている。特に上青木橋周辺や領家5丁目では想定されている水深が2.0～5.0mとなっている。

また、大雨や集中豪雨によって、度々市内の地域において内水氾濫※が発生し、道路冠水、床上浸水が起き、危険性が高い。

※内水氾濫：河川の水を外水と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地（人がすんでいる場所）にある水を「内水」という。大雨が降ると、側溝・下水道や排水路だけでは降った雨を流しきれなくなることがあり、また支川が本川に合流するところでは、本川の水位が上昇すると、本川の外水が小河川に逆流する。内水の水はけが悪化し、建物や土地・道路が水につかってしまうことを「内水氾濫」という。

④ 新型ウイルス感染症の被害の想定

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

新型ウイルス感染症が出現すると、多くの人が免疫を持っていないために世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響が生じる可能性がある。

[人員に関する影響]

自然災害では人的被害のほか、建物や設備の損害、ライフラインの停止など、被害は物的資源も対象となる。また自然災害では発生した地域の局所的な被害であるため、被災していない他拠点や取引先企業からの応援が可能となる。

一方、新型ウイルス感染症の場合、従業員やその家族の感染による出勤率の低下といった人的被害が中心となる。事業継続に必要な要員数が不足となり、対応可能な業務量が徐々に減少することになる。

被害の期間については、新型ウイルス感染症の影響は長期に亘り、影響の予測は極めて困難となる。

[代替施設、サプライヤーへの影響]

自然災害の様に被害は局所的ではなく、全ての地域（日本国中）に亘り広範囲に広がるため、代替施設や仕入れ先などサプライヤーの確保は極めて困難となる。

[資金繰りに関する影響]

新型ウイルス感染症において確保すべき資金は、早期復旧が求められる自然災害発生時に必要とされる「一時金」ではなく、「数か月に亘る事業縮小や停止に耐えられる固定費（従業員給与、家賃）」が中心となる。新型ウイルス感染症の影響は長期に亘るため、多額の固定費が掛かる可能性があり、経営を揺るがしかねない損失が生じる。

[風評被害]

職場において感染者が集団発生した場合、この事実を公表すると共に自宅待機にしなければならない。事業所内の消毒を行い、一定の期間閉鎖をするなど、推奨される対応を怠ると世間から非難を浴び、風評被害によって事業の継続に大きな影響を与える。

[新型コロナウイルス感染症の発生状況]

川口市では令和2年2月21日に「新型コロナウイルス感染症対策本部」（本部長：奥ノ木信夫市長）を設置し、中核市への移行に基づき設置された川口市保健所ならびに埼玉県と連携を取りながら、感染状況の情報発信、感染症拡大防止策の推進や、「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」に対応してきた。

川口市内での新型コロナウイルス感染症の感染状況については、令和2年3月に市内初の感染者が確認されて以降、令和5年5月7日現在で累計延べ人数131,113人（発生届に基づく川口市保健所陽性者公表数）が感染した。

本市では平成26年に「川口市新型インフルエンザ等対策行動計画」が策定され、平成30年に中核市への移行に伴い、川口市保健所が設置され市行動計画が改定されている。

(2) 商工業者の状況

・商工業者数 19,059

※ 出典：令和3年度経済センサスから川口市のデータを抜粋した、川口市統計
「産業横断的集計」－「事業所数、従業者数」－「第4-1表」の民営事業所数

[商工業者数 業種別内訳]

製造業	建設業	卸・小売業	サービス業他	合計
3,299	2,328	3,861	9,571	19,059

(3) これまでの取り組み

① 川口市の取り組み

- ・川口市地域防災計画の改定（令和6年4月予定）
- ・川口市防災ハンドブック（令和3年5月）
- ・きらり川口情報メールによる防災情報提供
- ・防災出前講座の実施
- ・防災リーダー認定講座の実施
- ・自主防災組織活動補助金

② 川口商工会議所の取り組み

- ・業務継続計画（BCP）策定（令和5年9月改定）
- ・市内事業者に対する事業継続力強化計画及び事業者BCP策定に係る策定支援や、セミナー・ワークショップの開催
- ・埼玉県火災共済協同組合が運営する総合火災共済への加入促進
- ・日本商工会議所が運営するビジネス総合保険への加入促進
- ・市内ブロック（地区）単位での防災対策講座（川口市危機管理部や消防局）の開催
- ・防災備品（ヘルメット、簡易トイレ、水、非常食等）を備蓄
- ・役員・議員・職員に対する安否システムの導入、訓練の実施

II 課題

1. 業務継続計画(BCP)の改訂に伴う教育の強化

- 平成 25 年に策定した「災害時対応マニュアル」を「業務継続計画 (BCP)」として令和 5 年 9 月に改訂した。新型コロナウイルス感染症感染対策の経験を踏まえ、新型ウイルスに備える内容を盛り込んだが、改定内容に従い、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分でない。
- 保険・共済に対する助言を行える職員が限定的で不足している。

2. 管内小規模事業者への支援について

- 小規模事業者の事前対策や発災時の対策があまり進んでおらず、取組みの優先順位も低位と捉える事業者が多い。
- 小規模事業者における事前対策や発災時の対策（事業継続力強化計画等）及び BCP の必要性と重要性への理解不足、策定への抵抗感（策定事務の負担、人材・スキルの不足）などが存在している。
- 自然災害及び新型コロナウイルス感染症に対する事前対策や初動対応への助言を行うことができる経営指導員、職員が不足している。
- セミナーを開催しても参加者が少なく、事業者の関心を高める工夫が必要である。
- 感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

< 1. 管内小規模事業者に対する支援の強化 >

- 地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。（巡回指導時のリスクマップ配布等）
- 事前対策や発災時対策の必要性を周知するとともに、事業継続力強化計画の認定事業者や事業継続計画 (BCP) の策定事業者の拡大を図る。
- 災害が事業活動に与える影響（売上低減、資金繰り、物流の停滞、人材不足等）を軽減するため、損害保険の加入や事業者間の連携などについても周知を行う。
- 公的支援制度の円滑な活用や新生活様式に対応した事業環境の整備など迅速な情報提供に努める。

< 2. 支援体制の整備 >

- 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築し、定期的な実施訓練を行う。
- 発災時における連絡・報告・調整等を円滑に行うため、川口市・川口商工会議所 2 者間の被害情報報告ルートを確立する。
- 事前対策や初動対応への適切な助言等が行えるよう、経営指導員をはじめとする職員の支援能力向上に取り組む。
- 小規模事業者の多様なニーズや経営課題への対応が図られるよう、支援人材の発掘と円滑な支援体制の強化に取り組む。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和6年4月1日～令和11年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する自然災害リスク及び新型コロナウイルス感染症リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、自然災害ハザードマップ等のリスクマップを事業者に示しながら、事業所立地場所の自然災害リスクと事業継続に対する影響を軽減するための取り組みや対策について説明する（この際、休業の備えとなる損害保険、業務災害等の損害保険などへの加入勧奨を併せて行う）。
- ・商工会議所の会報やホームページなどで国の施策の紹介や自然災害リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業継続力強化計画に取り組む小規模事業者の紹介などを行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 川口商工会議所自身の業務継続計画（BCP）の作成

- ・川口商工会議所は、令和5年9月「業務継続計画（BCP）」を作成（別添）。
- ・令和6年4月、鳩ヶ谷商工会と統合するため、「業務継続計画（BCP）」を改訂予定。

3) 関係団体との連携

- ・小規模事業者に対する周知活動や事業継続力強化計画等の策定支援にあたっては、地域金融機関及び士業団体と連携する。
- ・損害保険会社等と連携を図り、普及啓発セミナー等を開催するとともに、損害保険（ビジネス総合保険等）の加入促進に取り組む。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・行政および関係機関と連携した普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等、取組状況の確認。
- ・事業継続力強化計画の実行や公的支援制度の円滑な活用に向けた事業環境の整備等を図るため、専門家派遣による継続的な支援を実施する。
- ・事業継続力強化支援事業連絡会議（構成員：川口市、川口商工会議所、専門家等）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱以上の地震や水害の発生）を想定して川口市との連絡ルートの確認等を行う。
- ・避難訓練、職員の安否確認、小規模事業者の被害状況の確認などの訓練を行う。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 6 時間以内に職員の安否確認を行う（安否確認アプリ等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況）等を川口市・川口商工会議所で共有する）。
- ・国内での新型コロナウイルス感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、川口市における感染症対策本部設置に基づき、当所による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・安否確認や大まかな被害状況等の把握・共有をした時点で、その被害状況に応じて川口市・川口商工会議所の 2 者で実施する応急対策の方針を決定する。
- ・想定する応急対策の内容は、概ね次の判断基準とする。

[被害規模の目安と想定する応急対策の内容]

被害規模	被害状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	○地区内の 10%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ○地区内の 1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。 ○被害が見込まれる地域において連絡が取れない。若しくは、交通網が遮断されており確認ができない。	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害状況の調査・経営課題の把握業務 3) 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	○地区内の 1%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ○地区内の 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害状況の調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	○目立った被害の情報はない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

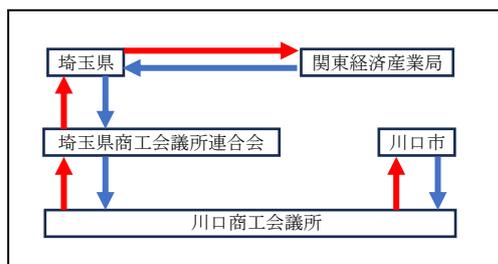
- ・本計画により、川口市・川口商工会議所は以下の間隔で被害情報等を共有する。

期 間	情報共有する間隔
発災後～2週間以内	1日に2回共有する
2週間～1か月	1日に1回共有する
1か月～3か月	1週間に2回共有する
3か月以降	1週間に1回共有する

- ・当市で取りまとめた「川口市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて事前の想定を行う。
- ・ 川口市・川口商工会議所は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、予め確認しておく。
- ・ 川口市・川口商工会議所が共有した情報を埼玉県が指定する方法にて、川口商工会議所より（一社）埼玉県商工会議所連合会を通じて埼玉県に報告する（下図参照）。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 国の動向や埼玉県の方針等を確認しつつ、川口市と調整のもと相談窓口の開設方法を検討する（川口商工会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 埼玉県の方針に従って、復旧・復興の方針を定め、被災小規模事業者に対する支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣などを埼玉県に相談する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 飯島法敬・稲田涼子（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

・本支援計画の推進にあたっては、川口市・川口商工会議所が常に現状と課題等を共有しながら、適宜適切な改善を行うことを目的に、

(1)事務局職員による定期連絡会議（年3回）と

(2)役員（企業経営者）及び外部有識者による委員会（年1回）を開催する。

・これら諸会議の運営は法定経営指導員が中心的な役割を担い、企業目線の課題やニーズ等の把握に努める。また、法定経営指導員及び経営指導員等は、埼玉県商工会議所連合会等が開催する研修会に参加し支援ノウハウの習得や先進支援事例の収集等を図る。

・法定経営指導員が中小企業診断士等の専門家、損害保険会社と調整を図りながら職員研修会を年2回程度開催し、経営指導員はもとより一般職員に対しても幅広い情報の提供と具体的な支援方法等についてアドバイスを行う。

(3) 商工会議所、関係市町村連絡先

①川口商工会議所 総合政策課

〒332-8522 埼玉県川口市本町4丁目1番8号 川口センタービル8階

TEL 048-228-2220 FAX 048-228-2221

E-mail: kcci@kawaguchicci.or.jp

②川口市経済部 産業労働政策課

〒332-8601 埼玉県川口市青木2丁目1番1号

TEL 048-258-1110 FAX 048-258-1190（経済部代表）

E-mail: 100.01000@city.kawaguchi.saitama.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

① 川口商工会議所

(単位 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
1. チラシ等の作成費	50	50	50	50	50
2. セミナー等の開催費	50	50	50	50	50
3. 専門家派遣費	100	100	100	100	100
4. 諸会議開催費	50	50	50	50	50
5. その他	0	0	0	0	0

調達方法

会費や事業収入等による自主財源、川口市補助金、埼玉県補助金、国補助金等

